

## 株式会社 INPEX パイプライン（柏崎市）

- 代表者 代表取締役社長 三浦 和佳
- 事業内容 天然ガスパイプラインの保守管理
- 労働者数 210人（男性180人、女性30人）



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 働き方改革の推進を目標とし、育児や介護対象者のみならず、全社員が仕事と家庭を両立できるよう柔軟な労働条件（時差出勤・在宅勤務等）の整備として、フレックスタイト制度及び在宅勤務制度の導入や、所定外労働の削減に向けた取り組みの継続対策として、所定外労働状況を社内ポータルサイト等で労働者に周知しました。
2. 計画期間内に男性社員の育児休業取得率 40%以上を目標とし、対象社員への情報提供を継続するための対策として、育児休業に関する資料を労働者にメールで周知した結果、男性の育児休業取得率が73.3%となり、目標を達成しました。
3. 計画期間内および計画期間開始前3年以内において出産した女性労働者に占める育児休業等をした女性労働者の割合が100%となりました。
4. 育児短時間勤務とフレックスタイト制を小学校4年生以下の子と同居し養育する労働者に認め、所定外労働の制限を小学校卒業するまでの子を養育する労働者に認め、法律を上回る規程を整備しています。
5. 年次有給休暇の取得促進のための措置として、社内ポータルサイトにて有給休暇取得推奨日の案内や夏季連続有給休暇取得推奨の案内（7月～10月）を実施しています。

### <事業主からのコメント>



株式会社 INPEX パイプライン

当社は社会インフラに携わる企業として、社員の柔軟な働き方を実現するために職場環境の整備・福利厚生の充実に向けて取り組んできました。今回の認定を受けてより一層社員がワークライフ・バランスの実現および仕事と子育てを両立できるような職場環境の整備を進め、社員一人ひとりが生き生きと活躍できる企業を目指してまいります。

# くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ③ 計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。